

2 各種活動、施設利用について

① スポーツ少年団、地域スポーツクラブ等の活動

4月2日から当分の間、活動を休止するよう各団体に連絡されます。
学校体育施設開放も4月1日から当分の間開放しません。

② 社会教育・社会体育施設

4月2日から当分の間、密閉・密集での利用が想定され、換気施設が不十分であり、かつ、不特定多数の利用がある施設の一部が封鎖されます。

③ 児童館、放課後児童クラブ

3月26日以降は通常通り開館をしており、4月2日以降もその対応が続けられます。